

第9回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成25年6月11日

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第9回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、大変委員の皆様方にはお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。それでは、着席して進行させていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日の委員会は、委員御就任後、最初の会議でございますので、議長である委員長が決められるまでの間、事務局で会議の進行をさせていただきます。御了承のほど、よろしくお願ひいたします。

次に、この委員会は、既に御承知のとおり地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いにつきまして、透明性、客觀性、公平性を確保するため、第三者の視点から客觀的な審査を行っていただくこと等を目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置されたものでございます。

このため、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願ひいたします。

また、お手元に配布しております会議資料、資料4、前回の第8回委員会の了解事項及び資料5の議事録につきましては、既に安保前委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点も御確認のほど、お願ひいたします。

なお、本市では5月1日から夏のエコオフィス運動を実施しており、適正な冷房温度を設定するとともに、ノース上着など軽装を励行しているところでございます。本日御出席、また御来場いただきました皆様方におかれましても、どうぞ御理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、先ほども申し上げましたとおり、委員御就任後、最初の会議であり、また、新たに御就任をいただきました委員の方がおられますので、最初に委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

まず、田多耀子委員でございます。

○田多委員

田多と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

西田憲司委員でございます。

○西田委員

西田です。よろしくお願いします。

○事務局

藤原東子委員でございます。

○藤原委員

藤原です。よろしくお願ひいたします。

○事務局

山下宣委員でございます。

○山下委員

山下です。どうぞよろしくお願いします。

○事務局

どうもありがとうございました。次に、会議に出席しております本市の職員を御紹介いたします。

文化市民局長の平竹耕三でございます。

○平竹局長

平竹でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

最後に私、文化市民局市民生活部長の吉川昌弘でございます。よろしくお願ひいたします。

ほかに、事務局として人権文化推進課の奨学金の担当課長等が出席しております。よろしくお願ひいたします。

ここで、委員会の開催に当たり、文化市民局長の平竹から一言御挨拶を申し上げます。

○平竹局長

先生方、本当に本日はお忙しい中、市役所にお越しいただきまして誠にありがとうございます。また、平素から文化市民局行政、京都市政全般にわたりましていろいろ御尽力、御協力賜っておりますことに心から御礼申し上げたいと思います。

私は4月に就任したところでございまして、田多先生にはもう既に2期4年間御指導賜っておりますし、西田先生と山下先生につきましては、もう2年間御指導を賜っております。今回新たに藤原先生に御就任いただいたということで、また2年間の任期になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

既に御承知のとおり、同和対策事業の一環として自立促進援助金制度というのを活用して実質的に給付制の奨学金を作つてまいりました。この制度ができましたときに、私は、20代から30代ぐらいにかけて総務局の法制担当をしておりまして、当時民生局に同和対策室というところがございましたが、その担当者とは激しくやり合いました、私が7年間法制担当をしていた中では最も議論になった案件だったと自分としては記憶をしているところでございます。

それが、平成19年9月に住民訴訟におきまして一律に支給することが違法であるとの司法判断が確定いたしまして、その後、京都市の同和行終結後の行政の在り方総点検委員会を設置いたしまして、奨学金の返還と返還困難者に対する免除という形で整理をいただいたということで、私も市役所にもう30年以上おりますけれども、非常にそういう意味では感慨深いと申しますか、ここに来てこういう形でこの業務に携

わらせていただくというのも何かの御縁だなと考えているところでございます。

この委員会につきましては、そういった総点検委員会の提言を受けまして、奨学金等の返還請求手続と人権配慮の両立という大変難しい課題に適切な御提言をいただくという形で、約1,400人もいらっしゃる借受者等に制度改正の説明とおわびを行い、返還手続に着手するということで事業を大きく進捗させていくことができております。本当にありがとうございました。

本日もまた限られた時間ではございますけれども、いろいろと忌憚のない御意見を賜って、この業務がより適切にかつ順調に進行していくように御助言賜ればと思っております。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

平竹局長は他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

○平竹局長

大変申し訳ございませんが、失礼させていただきます。

○事務局

それでは、議事の方に入らせていただきます。

最初に、本日の会議につきましては、定数4名中全員の委員の皆様が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定により、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立していることを御確認願います。

続きまして、最初の議題、委員長の選出につきまして審議をお願いいたします。資料1を御覧ください。

なお、委員長につきましては、施行規則第4条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により選出することと定められております。

ここで、委員の皆様方から推薦等をお願いいたしたいと存じますが、いかがでござ

いましょうか。

○西田委員

過去の経緯も踏まえて、なおかつ今後のこの委員会が訴訟を中心として展開されることを考えると、法律にも詳しいという意味で山下委員がいいんじゃないかなと私は思っております。

○事務局

ただ今、西田委員から山下委員の御推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

○事務局

皆様から御賛同をいただきましたので、山下委員に委員長をお願いいたしたいと思います。山下委員長には、委員長席への移動をお願いいたします。

それでは、施行規則第5条第2項の規定によりまして、会議の議長は委員長が務めることとなっておりますので、以後の会議の進行につきましては山下委員長にお願い申し上げます。山下委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山下委員長

ありがとうございます。改めまして、山下宣でございます。着席させていただきます。

ただ今西田委員から御推薦ありまして、前任の安保千秋委員長を引き継ぎ、今期私が当委員会の委員長をさせていただくということで、前任者の安保千秋先生、それから御列席の田多先生、総点検委員会からずっと継続されてきた先生でおられますし、私は前期からこの委員会に参加しているということで、まだ経験も浅くございますけれども、いざ一旦この委員会の委員長をさせていただくからには、総点検委員会のとりまとめた趣旨を尊重し、かつ、当委員会が条例にのっとって設置されているということをわきまえて、公明正大に委員長の職務をさせていただきたいと思っております。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題ですけれども、委員長の職務代理の指名という議題に移らせていただきたいと思います。

委員長の職務代理者については、添付の資料がございますが、規則第4条4項によりまして委員長があらかじめ指名することと定められております。

そこで、委員長職務代理者につきましては、西田委員にお願いしたいと思っております。西田委員、いかがでしょうか。

○西田委員

はい、わかりました。

○山下委員長

ありがとうございます。それでは、委員長職務代理につきましては、西田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題としましては、次第に挙がっておりますが、報告事項が2件あると聞いております。この報告案件につきましては、順番に事務局からの報告を受けたく存じます。

では、まず1件目の報告議題ですけれども、「奨学金等返還事務の取組状況（平成25年3月末日現在）」につきまして、事務局の方から御報告をお願いしたいと思っております。

○事務局

奨学金等の返還事務を担当しております土井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼ながら着席して御報告をさせていただきます。

そうしましたら、資料2に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

最初に奨学金等返還事務の取組状況でございますけれども、平成25年3月末現在の状況についての御報告をさせていただきたいと思っております。資料2の1ページを御覧いただきたいと思います。

なお、奨学金の返還年度につきましては、学校を卒業して6箇月を経ってから返還

開始となりますので、通常 10 月から翌年の 9 月末というのを 1 つのサイクルにしております。したがいまして、今回の報告につきましては 25 年 3 月末の状況ということでございまして、平成 23 年度返還分といたしましては、履行期限が過ぎまして 6 カ月を経過した時点、また、直下の平成 24 年度の返還分といたしましては、この返還期間のちょうど中間地点に当たるというような時点でございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

「1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。この取組につきましては、平成 20 年に奨学金制度の抜本的な見直しを行ったことにより、新たに返還を求めることになった奨学金等の借受者につきまして取りまとめたものでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。「①借受者」の総数につきましては、平成 24 年度返還分といたしまして 1,404 人という人数でございます。

また、返還手続の内容でございますが、表の右の方に順番に記載しておりますけれども、まず、「②免除中」につきましては、所得が一定基準以下であるなどのため返還免除となった方の人数で、1,232 人の方がいらっしゃいます。借受者に占める構成比としては 87.7% ということでございます。

次に、その右でございますけれども、「③猶予中」につきましては、在学中であるため返還猶予となった方の人数でございまして、現在 19 人おられて、構成比としては 1.4% となっております。

また、その右でございますけれども、「④返還請求」につきましては、返還の免除又は猶予の対象、先ほど御説明させていただいた部分でございますけれども、その対象にならず、返還請求の対象となつておられる方の人数でございまして、153 人で、構成比としては 10.9%。実質的にはこの部分の方につきましては返還をしていただく必要が生じている借受者の方ということでございます。

次に、④の内訳でございます。大きく「返済済」と「未返還」とに分けておりますが、「返済済」といいますのは、注1の方にも少し記載をさせていただいておりますが、奨学金を既に全額返納された方、あるいは平成24年度の返還分につきましてはまだ納期の途中でございますけれども、既に返納された方でございまして、合わせまると27人の方がおられるということでございます。返還請求対象者153人に占める割合といたしましては17.7%ということになります。ただ、現時点ではまだ返還期限が未到来ですので、今後の返還対象者を加えますと、最終的にはこの「返済済」の方に達する人数につきましては7割程度になるのではないかと考えているところでございます。

次に、「未返還」についてでございます。これは納付済以外の方で、主に平成24年度の返還分の手続がなく、未納の方を対象にしたものでございます。ここでは平成23年度以前の返還分に滞納のある方と、それ以外の方を区分して掲載をさせていただいております。滞納のある方につきましては47人ということで、153人に対する割合としては30.7%，また、滞納なしの部分につきましては期限が未到来でございますけれども、79人ということで、51.6%という構成比になっております。

次に、滞納の状況についてでございますけれども、もう少し詳しく注の方にも書かせていただいておりますので、御説明をさせていただきたいと思っております。

滞納につきましては、平成23年度以前の返還分に何らかの滞納があり、同時に督促、催告手続の対象になり得る方ということで、47名の方がおられます。注2等に記載させていただいている部分でございます。

その具体的な内訳の状況につきましては、注3におきまして「滞納者（47人）に係る取組状況について（内訳）」ということで掲載をさせていただいております。返還見込の11名につきましては、履行期限が遅れても今後返還の見込みのある方を記載させていただいております。また、相談中（返還手続中）の方10名につきましては、今後個別の返還手続の中で免除等の見込まれる方の人数を書かせていただいてお

ります。

したがいまして、実質的な滞納者といえますのは、所在不明の3人を除きますと、裁判手続中の3名とその他の20名、合わせた23名ということになろうかと考えております。さらに、この20人の内訳でございますが、これも記載させていただいておりますけれども、現況から返還についておおむね拒否をしていると判断される方が12名ほどおられます。主張としましては大きく2点ございまして、1点は訴訟を視野に入れた言動もされている、あるいは面談を拒否されているという方を計上させていただいております。

それ以外の8名につきましては、返還手続に応じるとの明確な意思の表示をいただくまでに至っておりませんが、継続して具体的な返還手続を視野に入れた相談をすることができる方、あるいは借受者又は保証人のいずれかと面談等を行うが、具体的な相談までは至っていない方、あるいは面談をする機会を得ることが困難な方というものを8人の中で挙げさせていただいております。

ここで実質的な滞納という方23名につきまして、全体の1,404人の中で占める割合といたしましては約1.6%ということでございます。

ちなみに、行方不明者につきましては、前回の報告では4名でしたが、今回1名減少して3名となっております。

なお、注2の部分でございますけれども、この表の中では免除の適用中となっている方のうち、過去に滞納分を分割誓約して返還中の方も含まれております、これらの方が別に17人おられますので、現に何らかの滞納がある方の人数としましては、先ほどの47人に17人を加えた64名という形で把握をしているところでござります。

一方、「滞納なし（期限未到来）」につきましては、本年9月末を期限として平成24年度返還分を年賦等で返還に応じていただいている方でございまして、これらの方が合計で79名、全体に占める割合としましては5.6%いらっしゃいます。

次に、「(2) 平成24年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）」につきましてでございます。これは高校、大学別あるいは年度別の債権の件数単位での返還債務の状況を示すもので、現下の返還年度である平成24年度返還分に関するものでございます。

先ほどは人数ベースで表記させていただいておりましたが、こちらは件数ベースになつており、基準になつておる単位が異なつておりますので、御注意をよろしくお願ひしたいとおもいます。

平成24年度返還分の対応件数につきましては1,719件、金額にして1億2,868万5,000円となつております。そのうち「返還猶予」となつておるものが20件で、構成比1.1%でございます。表の下に【返還猶予の内訳】ということで対象となつておる事由を掲載しておりますが、今回の部分につきましては全て在学中を事由としたものでございます。

また、「返還免除」となつておるものは1,538件、構成比89.5%でございまして、同様に【返還免除の内訳】に記載しておりますが、今回の部分につきましても全て年間所得が基準以下、生活保護基準の1.5倍以下に該当するというものでございます。

一方、返還の免除や猶予とならず、返還の請求をすることとなる「返還請求」の件数につきましては161件で9.4%、金額で1,057万円ということでございます。その内訳としましては、もう既に完納し、収入済となつておるもののが16件、返還期限が未到来ということもありますけれども、未収入のものが145件でございます。最終的には先ほどの人員ベースの部分で申し上げましたとおり、今回の履行期限後には同様に7割程度の数字まで達するのかなと考えているところでございます。

それから、1ページの一番最後の部分でございますけれども、【履行期限の延長の状況】でございます。先ほどの返還請求161件ございますが、所得基準が基準以下ということで履行期限の延長の措置をとつておるものが15件含まれております。こ

の措置は所得が免除判定基準には該当しないものの、旧自立促進援助金の支給判定基準に該当する所得の場合に実施するものでございまして、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長し、1年当たりの返還金額を最大で半減するという措置でございます。

次に、資料2ページにお移りいただきたいと思います。

「（3）督促・催告の実施状況」について記載をしております。これは前回第8回監理委員会で御報告させていただきました10月1日以後の督促あるいは催告の実施状況について取りまとめをさせていただいたものでございます。

最初に大枠で申し上げますと、平成24年11月時点では裁判手続中の3名の方を除き、68人の滞納者の方がおられましたが、督促あるいは催告を実施した結果、24名の方が手続を行っていただき、先ほど（1）で申し上げましたとおり、平成25年3月末時点での滞納者は、裁判手続中の3名を除き44名になっているということでございます。

次に、督促・催告の実施方法でございますけれども、おおむね各返還年度の履行期限となる9月末日の後、12月に督促をし、その後約1年をかけて3月、6月、9月、12月と合計4回程度の催告をすることとしております。その後は、やむを得ず裁判手続に移行していくことになりますが、当面滞納金額100万円以上となる方を対象にして別途11月に最終催告などの手続を経た後、訴訟提起の手続を行うこととしております。

なお、滞納金額が100万円未満の方に対しましては4月と9月に特別催告という形で催告を行っておりますけれども、この部分につきましては、今後時期の変更を行いたいと考えておりますので、後ほど今後の返還事務のスケジュール等を御説明する際に合わせて御報告をさせていただきたいと考えております。

さらに、ここでは督促・催告の実施状況について平成23年度返還分からの新規滞納者と、それ以前からの滞納者を分けて掲載をしております。表のアとイでございま

す。

まず、「ア 督促・催告の実施（新規滞納分）」についてでございます。平成24年12月3日に新規の対象借受者の33人のうち、相談中17人の方を除きまして16名の方に対して督促を実施しております。督促の実施率としましては48.5%でございます。督促後の対応状況につきましては、相談中の10名を含めた20名の方が返還の手続等に応じていただき、残る13名の方に対しましては、改めて3月1日に催告を行い、さらに1名の方が返還手続等に応じていただいているという状況でございます。

全体の返還手続の実施結果といたしましては、「（参考）「督促等後の返還手続等」の内訳」ということで記載しておりますが、21名の方につきまして、そのうち14名の方につきましては滞納金額を完納いただき、残る7名の方につきましては期限内に免除申請をいただきおりましたが、必要な添付資料の提出が遅れたため、期限後に免除決定に至ったということでございます。

次に、「イ 督促・催告の実施（継続滞納分）」、先ほどの新規発生分と異なり、過年度に滞納がある方の部分についてでございます。平成22年度以前分の滞納のある方が対象になっております。同様に平成24年12月3日に裁判手続中の3名を除く35名の滞納者の方を対象にいたしまして、先ほどと同様でございますけれども、所在不明であるとか相談中の方を除き18名の方に督促又は催告を行いました。17名の方からは何らかの反応があり、返還手続に向けた面談に移行するなどのができておりますが、応答がなかった1名の方につきましては再度平成25年3月1日に催告を行いましたが、同月月末までには何ら反応がいただけなかったという状況でございます。

なお、督促・催告後に返還手続に至った方が3名おられまして、資料3ページの上部の注3の方に内訳を記載させていただいておりますが、所在不明や特別な事情により、いずれも返還猶予ということになっておられます。

次に、資料3ページの方でございます。

「ウ 特別催告の実施」の状況についてでございます。これは滞納後に督促や4回の催告を経ても滞納が継続されている方を対象として、裁判手続をしている3名の方を除く滞納者44名のうち、さらに新規滞納者12名の方を除きまして、平成25年3月末時点で滞納者32名について、このうちさらに所在不明の3名と相談の継続を必要とした14名を除く15名の方に対して、借受者と連帯保証人に対し、4月1日付けで法的措置執行の予告も含めた特別催告をさせていただいているものでございます。

ちなみに、これらの滞納者につきましては新たな返還年度の到来により、滞納金額が100万円に達した場合には順次裁判手続に移行していくことになってまいります。

なお、特別催告の通知後の状況としましては、4月末現在でございますが、特に顕著な反応はなく、具体的な返還手続にはつながっていない状況でございます。

次に、「(4) 50万円以上の高額滞納者の今後の見込み」についてでございます。これも引き続き御報告をさせていただいている部分でございますけれども、今後訴訟提起を視野に入れて、平成25年3月末時点で平成26年度までの滞納額が50万以上となる新規滞納者の方の見込み数字を取りまとめさせていただいたものでございます。

滞納額が50万円以上100万円以下となる方につきましては23年度から26年度の合計で約16名の方がおられまして、そのうち7名の方につきましては裁判手続で争うということを示唆されておられる方の人数でございます。

また、滞納額が100万円以上になる方につきましても同様に7名おられまして、うち裁判手続で争うことを示唆されている方ということで、裁判手続への移行が必要と考えている方につきましては、合計4名という形で挙げさせていただいております。

また、今回の報告につきましては、前回の報告と比較しますと26年度の50万円以上100万円未満の部分につきまして、前回は8人という形で御報告させていただ

いておりましたが、その後、返還2件、免除1件により、3名の方が対象から外れておりますので現在5名ということで記載をさせていただいておりまして、それ以外の部分につきましては前回の報告と同数でございます。

次に、4ページにお移りいただきたいと思います。

「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」についてございます。平成12年度以前に返還の始期を迎えた奨学金等の債権につきましては、平成20年12月20日に施行いたしました「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」第3条第1項の規定により、また借受者が死亡された場合につきましては、同条例の同条第2項第1号の規定により、会計年度ごとに免除決定を行うことといたしております。

平成24年度の免除決定額といたしましては、2の(1)、(2)に記載させていただいたところではございますが、今回1億7,435万8,792円の決定をしておりまして、これまでの免除決定の累積額につきましては9億6,635万9,130円となりますので、全体の免除対象額18億3,388万0,695円に占める割合としましては52.7%ということになっております。

なお、参考に免除決定額の内訳につきまして記載をさせていただいておりまして、①につきましては期限の到来により一律免除をしているものでございまして、平成24年度におきましては平成25年3月29日に平成23年度返還分を対象にして2,283件、1億7,430万2,092円の免除決定を行っております。

また、②につきましては借受人が死亡された場合の免除でございますけれども、これにつきましては残っております返還金額を一括して免除を行うことができますので、今回から別項目として記載させていただいているところでございまして、平成23年度から平成25年度の返還年度を対象にして1件、5万6,700円発生しているところでございます。

次に、5ページを御覧いただきたいと思います。

ここでは、先ほど御説明をさせていただきました取組状況の 1 (2) で報告した部分についてのこれまでの数字を、一覧という形でまとめさせていただいております。平成 19 年度から平成 23 年度の返還分の債権の取組状況の表でございます。

なお、今回返還猶予に関しましては新規に決定させていただいた部分もございますので、御報告をさせていただきたいと思います。

裏面の 6 ページを御覧いただきたいと思います。

返還猶予あるいは返還免除の事由別の内訳について年度別に記載をさせていただいております。今回特別な事情によるもののうち、件数の右側の方に（注 2）として書きせていただいている部分でございまして、うち、今回の事後報告分として特別猶予ということで挙げさせていただいているものであります。年度別に申しますと、平成 19, 20 年度で 2 件、平成 21 年度で 2 件、平成 22 年度で 2 件、平成 23 年度で 1 件ということで、合計 7 件ございますけれども、これらの分につきましてはお 2 人の借受者の方に関するものでございまして、一方は保証人が生活に困窮されておりますが、借受人が新たに世帯を構えたところでございまして、保証人としては世帯を別にした借受者に奨学金についての話ができないという中で時間の経過をしたというものでございまし、もう一方は保証人を窓口としてお話をさせていただいた分でございますが、体調不良から入退院をしていったということで思うように面談とか返還手続ができなかつたために、返還手続が遅れ時間が経過したというものでございます。

いざれも監理委員会で過去に御承認をいただいた事例と同様の経過のものでございますので、特別な事情に当たるものと判断させていただいたところでございます。

なお、詳細につきましては 9 ページに一覧、個票について 11 ページと 12 ページに別紙資料ということで添付させていただいているところでございます。

また 6 ページの方にお戻りいただきまして、平成 23 年度には（注 3）として長期不在 1 名というのを記載させていただいております。これは借受者が渡航していたために返還手続が行えないということから、返還猶予をしたものでございます。

次に、7ページを御覧いただきたいと思います。

「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。これも先刻4ページの2で御報告をさせていただきました報告資料の部分につきまして、19年度以降の状況を一覧という形で年度別に取りまとめをさせていただいたものでございます。

次に、8ページを御覧いただきたいと思います。

ここでは、参考資料2として「今後の奨学金返還に係るスケジュール（平成25年4月～平成26年6月）」ということで記載をしております。

この部分では2点について御報告、御説明をさせていただきたいと思っております。1点目は裁判手続の部分でございまして、22年度返還分の右の列に今後の裁判手続のスケジュールを掲載させていただいております。

今年度、平成24年度返還分の返還により滞納額が新たに100万円に達する方が、先ほど御報告させていただきましたが2名おられまして、裁判手続の移行対象になつてまいります。この部分につきましては、既にこの4月に特別催告をしておりますが、現時点では納付がなく、この状態のまま9月の履行期限を経過した場合には10月に特別催告をさせていただきまして、またそこで反応がなければ翌月の11月に最終催告をさせていただき、なお反応がない場合につきましては11月に開催する監理委員会の方で御報告をさせていただいた後、12月に法的措置通知書による最終的な通知を行っていく予定でございます。

また、先ほど特別催告の報告の際に少し触れさせていただきましたけれども、特別催告の対象となっている滞納金額が100万円以下の滞納者の方につきましては、毎年4月と9月の2回特別催告を行っておりますが、滞納年度が積み重なってまいりますと、直近の滞納に係る督促や催告の時期と特別催告の時期にずれが生じ、発送時期が対象となっている年度によってもばらつきが生じることになります。そうしますと、逆に滞納者の方の御理解を損なうことにもつながってまいりますので、今後発送時期

の見直しを一部させていただきたいと考えております。

8ページのスケジュールの中で具体的に申し上げますと、22年度返還分の左の列でそれぞれ9月、4月と、23年度返還分の4月の時期の方でそれぞれ（現行）と書きかせていただいた部分でございますけれども、この部分を他の催告の時期と合わせる関係で、それぞれ9月を12月、あるいは4月を6月ということで3箇所発送時期の見直しを進めさせていただきたいと考えております。

奨学金返還事務の取組状況に関する事務局の報告につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。

ただ今の事務局の奨学金返還事務の取組状況の報告につきまして、委員の皆様からの質問はございますでしょうか。

○西田委員

冒頭で説明いただきました「借受者別の返還に関する手続の状況」の中で、よく理解してないかもしれないのですが、前回24年9月末現在の状況のときの表と今回の表とを見比べたときに、実は借受者の人数その他は同じなのですが、前回が24年9月末現在、今回が25年3月末現在で、この返還請求の人数が前回151人だったのが今回153人、それから、返還済の人数が前回71人だったのですけれども今回が27人になっているのです。これはどう理解したらいいのですか。

○事務局

前回の部分につきましては平成23年度返還分の中身でございまして、今回は平成24年度の返還分です。

○西田委員

全く次元が違うということですか。

○事務局

はい。出発点の借受者の人数は一緒でございますけれども、それぞれ対応している債権の年度が異なっていると。

○西田委員

はい、わかりました。

○山下委員長

それでは、田多先生、何かございますか。

○田多委員

「滞納者（47人）に係る取組状況について（内訳）」の「その他」の項目なのですが、面談が困難というのは会っていただけないということでしょうか。資料2の1ページの滞納者のうちの「その他」の方です。20人いらっしゃって、その中で8人の方は面談が困難と、そのようにお聞きしたのですけれども。

○事務局

おっしゃっていただいているとおり、大半は面談が困難な方です。

○田多委員

会っていただけないのですか。

○事務局

そうですね。直接連絡をとっても全く受け付けていただけない方もございます。

○山下委員長

よろしいでしょうか。

藤原委員、今委員会から御出席なのですけれども、何でも構いません。もし御不明の点とか、御質問がございましたら。

○藤原委員

今の時点ではございません。

○山下委員長

それでは、委員長の私の方から2点ほど。まず、今事務局の方から御説明がありま

したが、前回と比して返還手続業務の中で特に問題性を感じているような、そういう出来事とかは特になさないですか。先ほど督促手続の時期の変更という御説明がありましたが、それ以外に何か課題みたいなものはなかったでしょうか。

○事務局

特段ございませんけれども、今回お話を拒否されている方を含めまして、やはり京都市に対する根強い不信もございますので、年度を重ねていく中で、それが多くの方については一定の御理解の中で進んできた部分もございますけれども、なかなかそこまで至らない方という部分もございますので、その辺を今後どういう形で対応していくかについては非常に現場として悩んでいるところではございます。

○山下委員長

もう1点ですが、ちょっとテクニカルなことですけれども、資料2の3ページの注4について、次の御報告と多分関連するのではないかと思われますが、「裁判手続の審理状況を踏まえ、今後、基準対象額を引き下げることで、裁判対象数の増加が見込まれる。」と注釈がございます。この基準対象額を引き下げるというのは、何かそういう予定があるということでしたでしょうか。

○事務局

当初から50万円というのは京都市としては1つの基準として持っておりますけれども、100万円以上の滞納金額の方もいらっしゃいましたので、まずはそちらを優先させていただいたということで、一定その部分についての取組が推進していきましたら、100万円以下についても、金額の引下げ等については将来的には、また考えていきたいと考えているところでございます。

○山下委員長

ということは、具体的に今の時点でいつから引き下げるということは、まだ具体化、顕在化していないということですか。

○事務局

はい。

○山下委員長

委員の皆さん、他にこの返還事務の取組についてはございませんか。

ないようでしたら、次の御報告に移ってよろしいですか。

続いては、本日の次第の2件目、「奨学金等の返還請求訴訟の状況」についての報告を受けたいと思います。事務局の方、報告をよろしくお願ひします。

○事務局

御報告をさせていただきます。

資料3になってまいります。

それでは、奨学金等の返還請求訴訟につきまして、現在京都地方裁判所の方に3件訴訟提起を行っておりますので、これまでの経過や訴訟の状況についての御報告をさせていただきたいと思っております。

なお、原告被告の争点につきましては、前回の委員会で少し説明をいただきたいということで御指摘をいただいていた部分でございます。

それでは、資料3の1ページを御覧いただきたいと思います。

最初に、「1 裁判手続の実施状況」でございます。（1）に先ほど申しました3件の訴訟についての概要を挙げさせていただいております。現在No. 1からNo. 3ということで、3件の訴訟を提起しております。

No. 1とNo. 2につきましては平成23年度ということで、平成23年11月21日に開催いたしました第6回監理委員会で報告させていただきまして、借受者に対しまして法的措置通知を行った後、平成24年3月27日に京都市会の議決をいただきました、昨年4月16日に訴訟提起をさせていただいております。まだ結審には至っておらず、現在も裁判は係属している状況でございます。

また、No. 3については、平成24年度分ということで、昨年11月20日に開催いたしました第8回監理委員会で御報告したもので、次の（2）で監理委員会に報

告させていただいた後の取組につきまして記載をさせていただいておりますが、平成24年12月3日に借受者に対しまして法的措置通知を送付させていただいた後、平成25年3月22日の市会の議決を経て、本年5月2日に訴訟提起をしているところでございます。

なお、No. 3につきましては、現時点で京都地方裁判所から特にまだ呼び出し状をいただきおりませんので、口頭弁論の期日につきましても定まっていない状況でございます。

次に、「（3）裁判における人権上の配慮」について、記載させていただいております。今回の裁判につきましては、本市といたしましても人権上の配慮が必要と考えておりますので、京都地方裁判所の方に民事訴訟に基づきます訴訟資料の閲覧制限の申立てを行いますとともに、上申書をもって法廷外での被告の氏名の掲示をしないことや、あるいは審理の場で被告らの氏名を呼ばないことについての配慮の要請をいたしているところでございます。

これらの申立てあるいは上申書に対します裁判所の判断といたしましては、次の2ページの一番上のイに書かせていただいておりますが、閲覧制限に関しましては容認をいただきますとともに、それ以外の上申書でお願いした部分につきましても、事実上、裁判所の手続の中で、その要請につきましては実施をしていただいているということでございます。

なお、No. 3の訴訟につきましても、同様の要請を裁判所にお願いしているところでございます。

次に、「2 裁判における原告・被告間の主な主張」でございます。

4ページにこれまでの経過の一覧を挙げさせていただいております。

No. 1の訴訟につきましては、昨年9月25日に第1回の口頭弁論が開催され、直近では平成25年4月16日に第4回の口頭弁論が開かれております。次回につきましては、第5回として6月25日に開廷の予定でございます。

同様に、No. 2につきましても第1回の口頭弁論が昨年9月25日に開催されておりまして、現在まで5回、直近では4月30日に口頭弁論が開催されており、次回につきましては（1）と同じ期日でございますけれども、6月25日開廷の予定ということでございます。

したがいまして、No. 1, No. 2につきましては4回ないし5回の口頭弁論が開催されておりまして、その中で原告と被告の間で主張のやり取りもさせていただいております。争点につきましては、2ページにお戻りいただきまして、2の方に記載をさせていただいているところでございます。

2件の訴訟に関する被告側の主張につきましては、表現は異なっておりますけれども内容的には近似してございますので、ここでは合わせて御報告をさせていただきたいと思っております。

争点としては大きく3点かなと思っておりますが、いずれも京都市の奨学金と自立促進援助金の組み合わせで長く給付制度として運用されてきたこと、あるいはそれを踏まえた職員の説明を信頼して貸与を受けてきたこと、そういうことに対する信頼が裏切られたという部分を基礎にいたしまして、それぞれ3点の主張につながっている、あるいは発展しているのかなと受け止めております。

3点の主張としましては、1点目は、給付制度として貸与を受けたことから返還の合意はなく、そもそも奨学金に係る金銭消費貸借契約そのものが成立をしていないということで、契約の否定をするものでございます。2点目は、仮に外形上契約が成立していたとしても、返還の必要がないとの説明を受けて受領したものでございますので、この部分については錯誤により無効であるという主張でございます。それと3点目につきましては、同様に契約が成立していたとしても、これも先ほどと同様に市の制度あるいは説明を信じて受け取ってきたものであり、それを今さら返還を求めるというのは信義則に反するとの主張をされているというものでございます。

この部分の具体的な主張につきまして、実際の答弁書等に記載されている表現につ

きましては、2の(1)から(3)までに、それぞれ主張を紹介させていただいているところでございます。

(1)の部分でございますけれども、それぞれアとイということで、まず被告と原告の主張と分けて記載させていただいております。それと、その次に①から表示をさせていただいておりますけれども、基本的に被告の主張の①と原告の反論といいますか、それに対する原告の主張の①は対応する形で記載をさせていただいております。要点を簡単に御説明させていただきます。

まずは契約そのものが成立していないという部分でございます。アの①において、被告といたしましては、申請時あるいは受領時において返還合意は存在しておらず、契約上の貸金ではないという主張でございます。これに対しましてはイの①が対応する部分でございますけれども、誓約書あるいは自立促進援助金に係るところの請書の記載内容から返還の合意はあったという形で反論させていただいております。

次に、被告の主張②の部分でございますけれども、奨学金とは形式上は貸与という形になりますけれども、自立促進援助金により実体上給付制として運用してきたものであり、誓約書に奨学金等を返還する旨が記載されているが、返還義務を認識していたわけでもなく、当該文書についてはあくまで行政内部の手続の都合で作成されたものであり、説明も受けておらず返還の合意があったということを意味するものではないと主張しております。これに対しましては同様に原告の主張の②というものがございますけれども、原告が奨学金を援助金と併用して運用することで実質給付の奨学金として運用してきたことはそのとおりではありますけれども、貸与が前提とされていることは京都市と借受者の間で交わされた書類の随所に示されてきたところであり、一方当事者である市の内部的な手続にとどまるものではないという形で主張をさせていただいております。

また上のアの被告の側の主張の方に戻っていただきまして、③で教職員あるいは隣保館の職員などからも返還の必要がないとの説明を受けて、返還する必要がないもの

と認識をしたうえで手続をとっていたものであり、返還の合意は存在しないという主張でございます。これに対しましては同様にイの③でございますけれども、仮に原告職員が返還する必要がないと被告方に説明していたとしても、それはあくまで原告が奨学金等の貸与と援助金の補助とを一体のものとして運用していたことを念頭に置いて説明したものであるという形で主張をさせていただいているところでございます。

次に、錯誤無効についての部分でございます。同様に対比した形で御報告をさせていただきます。

被告側の主張①の部分でございます。返還の必要がないとの説明を信じて受け取ったものであり、外形上金銭消費貸借契約が成立していたとしても、これは錯誤により無効であるというものでございます。これに対しまして本市の方といたしましては、①の部分で本件奨学金の貸与時点では、奨学金と援助金を組み合わせて経済負担を回避する仕組みが存在しており、機能していたものであるから、錯誤には当たらないという形で主張をさせていただいております。

それと、被告の主張②でございますけれども、再三返還の必要がないことを確認して申請したものであり、返還が不要であることを前提として申請を行うことを示しており、錯誤に当たるというものでございます。これにつきましてはイの②の方が対応する部分でございますが、奨学金の貸付時、原被告間での共通認識は、あくまで援助金を返済に充てることにより実質的な経済的負担を回避し得るという仕組みが制度として用意されていることを前提としており、実際に被告らが返還を求められているのは援助金制度が廃止されてからのものであり、原被告間の共通認識において錯誤があるとは言えないという形で主張をしております。

最後に、（3）といたしまして信義則違反の部分についてでございます。被告側の主張としては2点ございまして、最初に①でございますけれども、京都市が返還の必要がないという説明を続けてきたわけでございますけれども、住民訴訟で敗訴したことを持って被告に返還を請求するというのは信義則違反であると。市は奨学金を給付

制として運用し、一貫して将来的にも返還を求めないと説明をしてきたわけでございます。そして、奨学金申請者といったしましては実質給付されているものと信頼して奨学金を受領してきたものだということで、信義則違反を訴えたものでございます。

これに対しまして市の主張といたしましては、イの①の部分でございますが、市は援助金の給付を永続的に保証する義務はなく、制度の見直しは司法判決を踏まえた合理的な判断に基づくものであり、平成13年度以降に新規に援助金を受領していた被告の信頼は法的保護には値しないことから、信義則違反には該当しないという主張をさせていただいております。

最後に、信義則違反の二つ目の主張でございます。自立促進援助金の訴訟において、市は、借受者は、奨学金は援助金を併用した実質給付であると理解しており、市と借受者の間には債権債務関係は存在せず、借受者に返還を求めるることはできないと主張していた。その主張と今回の裁判における主張との間の整合性についても加えて説明していただきたいというものでございます。

これにつきましてはイの②の部分でございますが、市としましては、奨学金制度見直しにつきましては、司法判断を踏まえて平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務につきましては、その全部を免除することとし、実際に被告の子らに対しましても高等学校分奨学金については返還請求を行っておらず、この分については被告の信頼については考慮しているという点。それと、援助金制度につきまして、原告は実質給付の奨学金制度として運用することに合理性があるとの理由から援助金の支出は違法とは言えないと主張してきたこと。これは事実でございますけれども、残念ながら当該主張については平成13年以降の援助金支給について違法であるとの司法判断があったという結果を踏まえて廃止に至ったものでございます。援助金制度の廃止につきましては裁判の司法判断に従うという極めて合理的な理由に基づくものでございますので、その変更については禁反言の法理、信義則には違反しない、被告の信頼を害すことにもならないという形で主張をさせていただいたております。

加えまして、先ほどの整合性の部分でございますけれども、京都市の主張につきましては裁判上認められずに来たわけでございますので、この部分につきましては行政機関としては司法判断を最大限尊重した運用に努める必要があることから当然のことであり、本訴における原告の主張は合理的かつ妥当なものであるという形で整合性の部分については反論させていただいているところでございます。

争点の部分につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。

ただ今の御報告に関しまして委員の皆様から御質問等はございますでしょうか。

どちらかと言うとかなり詳細な法的な主張を分析していただいているとは思うのですが、この短時間でこの報告を読んで全部の理解は困難かもしれません、藤原委員、この法的な部分について何か感想はございますでしょうか。

○藤原委員

理解するのが精いっぱいという感じなのですけれども、過去の問題で出ていたのだろうと思うのですけれども、No. 2の訴訟について保証人のみを相手方としているというのはどういう主張なのでしょうか。

○山下委員長

今の部分は、普通こういう訴訟を提訴する原告側としてはあまりないのですが、私の記憶だと、主債務者である方の、いわゆる借主の人権上の観点があったかのように記憶しておりますが、事務局か委員の先生方、何か補足していただけますか。つまり、なぜ主債務者を被告から外したかと。

○事務局

No. 2につきましては連帯保証人の方のみとさせていただいているのは委員長がおっしゃっていただきましたとおり、人権上の配慮からこのような処置を取らせていただいているところでございます。

○山下委員長

藤原委員への説明ですが、借主さん自身が借りられた経緯や同和奨学金であるという意識がないということだったかと存じております。

私の方から、かなり詳細な分析の中での質問としては、私は見たことがないので何とも言えないのですけど、裁判の当事者主張の、原告、京都市側の主張の中で、借主さんの方から誓約書とか返還に関する請書を提出してもらっているということなので、そういう具体的な返還約束の文言があったということですね。

○事務局

書面としてはそうでございます。

○山下委員長

わかりました。では、感想を言うのもどうかと思うのですけれども、返還合意があったこと、それから信義則違反という主張は被告の抗弁としては困難なように思われるのですが、この錯誤無効についての本市の主張のところはこの根拠が若干苦しいかなという印象もあるのですが、これはすべて訴訟の問題ですし、代理人がおられることなので、この理屈は少しテクニカルな理屈なのかなと思ったりはいたします。しかし、純粹にこれは訴訟遂行の問題ですので、この委員会でどこまでそれを申し上げるかという気がいたします。

西田委員、田多委員、法的な部分ではなかなか難しいかも知れないですが、この訴訟の取組状況について何かございますでしょうか。

○西田委員

訴訟の取組状況については御説明いただいたとおりであって、私が考えていますのは、要は訴訟に行くか行かないかの前の段階では、委員会で決められたいろんな取扱規定があって、それがそのとおり遵守されていれば委員会としては特段何かを言う立場ではないと。裁判で何らかの判決等が下りた場合にそれに対してどうするかという話は次に出てくるとは思いますけれども、現状では非常にテクニカルな部分もあって

よく分かりませんので、それ以上は申し上げられません。

○山下委員長

分かりました。では、この訴訟の御報告は、田多委員から特にこれについて御質問はないということでよろしいでしょうか。

○田多委員

はい。

○山下委員長

私も質問事項としては特になく、見守るしかなく、委員会としても見守るしかないと思っております。口頭弁論が続いて、この夏を超えると1年ぐらいになるかと思いますが、引き続き注視していかないといけないと思うところです。

では、報告案件については、これにて終了したいと思っております。

せっかくの機会ですので、全体を通じて何かお気付きの点などがございましたらよろしくお願いしたいと思っております。全体を通じて何かこれ以外にありましたら、委員の皆様、お気付きの点などありましたら、述べていただけますでしょうか。

特にないようですので、これにて本件の第9回京都市奨学金等返還事務監理委員会の審議としては閉会させていただきたいと思います。

事務局から再度の報告、連絡事項等がありましたらよろしくお願いします。

○事務局

本日の会議の議事録についてでございますけれども、事務局で案を作成し、委員長に御確認いただいたうえで公表をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、次回の委員会の日程でございますけれども、今年度は裁判手続に着手する必要のある方が現時点で2名予定されております。裁判に着手せざるを得ない状況になった場合は、本年11月中頃に委員会を招集いただいて委員の皆様の御意見をお聞きしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。その際には平成25年度

の取組状況や裁判手続の状況についても合わせて御報告をさせていただきます。

なお、個別の案件が出てきましたら随時委員の皆様と日程調整をさせていただきましたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○山下委員長

では、これをもちまして第9回の会議を終了いたします。本日は長時間にわたり御列席の皆様どうもありがとうございました。